

新旧対照表

新	旧
<p>令和3年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年3月30日から施行する。</u></p> <p>別表第1、第2（略）</p>	<p>令和3年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>別表第1、第2（略）</p>